

平成30年5月18日

第3回福岡交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

標記協議会は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化・活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）（以後、特措法という。）」に基づき、福岡交通圏が特定地域に指定（平成27年1月1日から平成30年10月31日まで）されたことに伴い、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた必要な協議を行うために設置しているところです。

現在、福岡交通圏のタクシー事業者は、平成28年10月19日開催の第2回福岡交通圏タクシー特定地域協議会において策定した「特定地域計画（平成29年3月29日九州運輸局長認可）」に基づき、タクシー事業の適正化（供給過剰の是正）及び活性化（需要の拡大）に取り組んでいるところであり、特措法の施行後におけるこれら取組の効果について判断し、その状況を国土交通大臣に報告する必要があります。

つきましては、取組の状況について報告させて頂き、特定地域指定期間の延長等について協議すべく「第3回福岡交通圏タクシー特定地域協議会」を下記の通り開催致しますので、お知らせ致します。

なお、なお、新たに当協議会の構成員として参画希望者は、開催日の30日前（6月4日）までに、下記お問い合わせ先までお申し出下さい。

記

1. 開催日時：平成30年7月3日(火) 13:30～
2. 開催場所：西鉄グランドホテル
3. 議 題：①適正化及び活性化事業の取組状況について
②特定地域指定期間の延長について
③その他

※ 当協議会設置要綱に基づき公表するもので、議題については現時点の予定につき当日の協議会では、内容変更になる可能性があります。

[問い合わせ先]

福岡交通圏タクシー特定地域協議会事務局

（一般社団法人福岡市タクシー協会内）

担当：森川

TEL:092-434-5100 FAX:092-434-5123